

議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項

平成 20 年 9 月 2 日  
代表者会議 決定

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を 2 年、副議長を 1 年とし、平成 21 年 5 月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 次期議員改選後（平成 23 年 4 月）の議長、副議長の選出については、その不在期間を短くするため、議員の任期開始後すみやかに行う。

## 三重県議会役員選出申し合わせ事項

平成 12 年 5 月 15 日決定

平成 20 年 5 月 13 日決定

平成 21 年 5 月 12 日改正

- 1 三重県議会における正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。
- 2 立候補の届出は、所定の届出用紙に、5 名以上の推薦者（署名、押印）を添えて行い、正副議長選挙を行う本会議開催日の前日（前日が休日にあたる場合は、その前の休日でない日）の午前 9 時から午前 12 時までの間に所信表明会座長に届け出る。
- 3 所信表明会座長は、議員のうちから、代表者会議（又は各派世話人会）において選出する。
- 4 立候補者は、所信表明会で抱負、経綸などの所信を表明する。
- 5 所信表明会は、立候補届出日の午後 1 時 30 分から全員協議会室で行い、進行は所信表明会座長があたる。  
所信表明会の持ち時間は、一人 5 分程度とし、立候補者一人に対する質疑は、答弁を含めて 15 分程度とする。
- 6 所信表明会は公開とする。
- 7 所信表明の順序は届出順に、くじ引きを行い、決定する。